

平成 26 年度第 2 回バルク関係基準分科会
議事録

- I. 日時 平成 27 年 3 月 26 日（木） 10：30～13：00
- II. 場所 高圧ガス保安協会 第 1 第 2 会議室
- III. 出席者（敬称略、順不同）
 - 主査 : 澤
 - 委員 : 萩原、間宮、熊井、野口、三宮
 - KHK : 安田、北出、市川、野口、原
- IV. 配付資料
 - 資料 12 バルク関係基準分科会 委員名簿
 - 資料 13-1 平成 19 年度第 1 回バルク関係基準分科会議事録（案）
 - 資料 13-2 平成 26 年度第 1 回バルク関係基準分科会議事録（案）
 - 資料 14 LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS 0840）の改正について
 - 資料 15 LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0840）改正案新旧対照表
 - 資料 16 LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0840）改正案
 - 参考資料 1 LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0840）の改正案に寄せられた委員からのご意見
 - 参考資料 2 高圧ガス保安法及関係政省令の運用及び解釈について（内規）
 - 参考資料 3 高圧ガスの移動に関する規定内容の比較
（液石則第 49 条、液石則例示基準及び KHKS 0840 LP ガスバルク貯槽移送基準）
- V. 議事概要
 1. 事務局より分科会の開催挨拶があった。
 2. 事務局より、本日のバルク関係基準分科会の出席委員は 6 名であることを報告し、規格委員会規程第 16 条第 12 項（技術基準策定手順書第 12 条 5 号）に定める分科会の定足数である委員の過半数を満足していることを確認した。
 3. 平成 19 年度第 1 回議事録（案）及び前回議事録（案）について、以下の意見交換等があった後、バルク関係基準分科会出席委員（6 名）の過半数（4 名）の賛成（満場一致）により可決された。
 - 平成 19 年度第 1 回議事録（案）について、平成 19 年度においてバルク関係基準の性能規定化に関する議論がなされている。平成 27 年 3 月 11 日に開催された産構審液石小委員会において、今後、バルク関係基準の性能規定化がなされることが示唆された。性能規定化に関する当時の資料は残っているか。
 - 案の段階ではあるものの保管されている。なお、今後、性能規定化の議論が行われる場合においては、当該案の内容について見直しが必要となる。

4. LP ガスバルク貯槽移送基準 (KHKS 0840) の改正について事務局より説明があった後、以下の意見交換等があった。

○ 適用範囲について、緊急時については液石法に限らず高圧法及びガス事業法を含めていることを明記してはどうか。また、バルク貯槽を検査する場合の移動については、液石法の告示検査を実施する場合に限られている。高圧法及びガス事業法の適用を受けるバルク貯槽を自主的に検査する場合についても、告示検査を実施する場合と同様の規定とできないのか。

→ KHKS にガス事業法において適用できることまで明記できないが、技術的には運用できるのではないかとと思われる。高圧法の基本通達において、液化石油ガスを入れたバルク貯槽を移動する場合の運用解釈が明確となり、液石法の告示検査及び廃棄を実施するためにバルク貯槽を移送する場合には容器として取り扱うことが可能となった。それ以外については、現行のとおりとせざるを得ない。

○ 適用範囲について、高圧法の貯蔵所と液石法の貯蔵施設はほとんど同じ基準であり、また、保安距離が確保できる地域の貯蔵施設については、バルク貯槽を貯蔵できる十分なスペースがある。確実に保安が確保できる場所に貯蔵施設は含まれないのか。

→ METI とのコンセンサスがとれないため、本基準において貯蔵施設を含めることを明記できない。

○ 用語の定義について、液化石油ガス販売事業者等の中に工業用消費者が含まれているが、バルク貯槽の移動作業を実施するのは工業用においても販売事業者であるため、ここに工業用消費者を含む必要はないのではないのか。

→ 工業用消費者が、バルク貯槽の所有者である場合等、当該消費者自らが移送計画等作業を行う場合についても考慮しており、ここでは販売事業のみを対象とはしていない。

○ 用語の定義について、消費者は、液石法で定義する一般消費者と高圧法の適用を受ける工業用消費者と考えて良いか。

→ そのとおり。

○ 自記圧力計等の気密試験を行う機材は常に携行する必要はないため、必要に応じて等の文言を加えた方がよい。

→ 必要に応じて携行するとの内容に修正する。

○ 充填所等と記載されている箇所が多数あるが、これは適用範囲に記載されている「確実に保安が確保されている場所」の意味で使われているように思われる。混同しないように同じ用語を使用すべきではないか。

→ 充填所等と記載されている箇所を確認の上、適用範囲の記載内容と同義で使われている箇所についてはご指摘のとおり修正する。

○ 質量 3000kg 以上の LP ガスを移動する場合の基準が示されているが、当該基準を遵守することで移動できる LP ガスの質量に上限値はないと解釈して良いか。

→ 告示検査及び廃棄を行う場合については、本基準においても高圧法の基本通達に基づ

き移動する LP ガス質量の上限値は設けていない。

○ 仮設供給設備の設置に際して容器とバルク貯槽の混載も想定されるが、これは可能か。

→ 基本通達において、バルク貯槽を容器として取り扱うことが可能となった範囲については、禁止されていない。緊急時の場合については現行のとおりとしている。

○ 緊縛と固縛という用語が使用されているが、使い分けしているのか。

→ 高圧法において緊縛という用語を使用しており、移送基準制定当時は緊縛としていたが、運送の業界においては固縛という用語が一般的であるため、本基準においても固縛に統一することとする。

○ バルク貯槽の保管等について、バルク貯槽内に高圧ガスとならない気体状態の LP ガスを封入するとあるが、この場合、残ガス容器に該当すると思われる。残ガス容器でないことを証明するため、バルク貯槽内の LP ガスが高圧ガスでないことを客観的に証明する必要があるのか。

→ 高圧ガスでないことを証明する必要があるが、バルク貯槽内の LP ガスが高圧でなければ残ガス容器には該当しないと考える。

○ バルク貯槽の保管については、告示検査関係基準が整備されたことから、移送基準に規定するものではない。

→ 検討する。

5. その他

○ LP ガスバルク貯槽移送基準 (KHKS0840) 改正案は、本分科会における委員からの意見等を踏まえた修正を事務局が行うことを前提としてバルク関係基準分科会委員 (7 名) の過半数 (4 名) の賛成 (出席委員 6 名の満場一致) により承認された。